



情報社会の進展により、インターネットや携帯電話等の普及が急速に進む中で、インターネットの掲示板や携帯電話のメールによる「ネットいじめ」が多発しています。また、いじめ防止対策推進法(平成 25 年 9 月 28 日施行)においても、「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」が盛り込まれました。こうした現状の中で各学校においては、情報モラル教育等の校内研修を進めていくことが重要となっています。

そこで、本テキストを校内研修等で活用いただき、情報モラル教育の正しい理解と積極的な取組をお願いいたします。

情報モラル教育校内研修資料

Contents

情報モラル教育の重要性

- 1 ネット社会の現状
- 2 情報モラルとは
- 3 情報モラル教育の内容
- 4 学校全体で取り組む情報モラル指導の要点

インターネット上のトラブル対応

- 1 教職員が持つべき知識
- 2 「ネット上のいじめ」等の対応

情報モラル教育に関する参考資料

1 ネット社会の現状

(1) 小中学生の携帯電話事情

小中学生の携帯電話の所有状況

(%)	所持率	スマートフォンの割合	携帯電話によるインターネット利用
小学生（計）	32.5	27.1	36.5
男子	27.6	26.1	35.9
女子	37.5	27.8	36.9
中学生（計）	53.6	63.8	76.4
男子	48.0	68.6	77.0
女子	59.4	68.1	75.9

平成25年度 携帯電話・インターネット利用に関する実態調査（平成26年3月 茨城県教育委員会）

- ・設定の有無を把握している児童生徒において、小学生は5割程度、中学生は4割程度がフィルタリングを設定していない。
- ・小中高と学校種が上がるにつれ、保護者よりも子供の方がインターネットに詳しくなる傾向がある。
- ・保護者と子供の携帯電話に対する認識の違い
 - 子供 — メール、ゲーム、ネットでのコミュニケーションツール
 - 保護者 — 緊急連絡用、子供の居場所確認、家族とのコミュニケーション

(2) 無料通話アプリの利用が激増

① 「無料通話アプリ」とは

- ・登録した知人同士がやりとりする手段として利用が激増している。
- ・インターネットを通じて見知らぬ人同士がつながるツールとして利用されている。
- ・無料でメッセージの送受信や画像のやり取り、通話等ができるものに人気がある。
- ・ユーザーは個人ページに顔写真などのプロフィールと個人IDを登録して利用している。
- ・携帯電話の電話帳に登録されている人は、原則として「友だち」表示されるものもある。

② いじめの温床 「学校裏サイト」から「無料通話アプリ」へ

- ・閉鎖性の高いツール — 認証を必要とするため外部から実態が把握しにくい。
- ・無視や悪口が怖い。
- ・返信しないと不安（「既読」表示、即座に返信しなければならないことへの不安）
- ・グループ機能を使って仲間はずれをつくることもある。

③ 現実社会でのいじめとネット上のいじめの違い

- ・時間や場所を選ばないため、家が安全な場所にはならない。
- ・記憶より記録に残る。
- ・可視化の範囲が拡大する。

(3) 情報技術の利用による文化的・社会的なコミュニケーションの範囲や深度などが変化する特性

- ・文字ベースのコミュニケーションだけでは誤解が生じやすい。

→ 相手の立場を考え、思いやる気持ちを持つことが大切である。

- ・社会的な影響力が強い。

→ 責任ある情報発信が求められる。

- ・ネット上では、相手の顔が見えない。

→ 匿名性や、その匿名性を悪用した「なりすまし」に注意する。

- ・ネット上の有害で悪意のある情報が大人も子供も区別なく流れ込んでくる。

(4) 子供を取り巻くネット社会

- ・情報社会における技術の急激な進歩、情報機器の急速な普及
- ・社会全体がその利便性を受け入れ、日常的に利用
- ・子供も大人も同じ環境で、同じ機器を利用して生活

→ 子供たちが、大人社会の犯罪や事件に巻き込まれている。

(5) 子供の情報環境の変化

- ・子供たちの中に情報機器が急速に普及
- ・子供同士、子供と大人、子供と「知らない大人」というコミュニケーションが発生

その結果・・・

子供同士によるネットいじめ、電子メールや掲示板を利用した誹謗中傷、出会い系サイトなどへのアクセスにより、事件等に巻き込まれる危険性が高い。

2 情報モラルとは

(1) 情報モラル … 情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度

「情報社会に参画する態度」の中の重要な柱

- 教科横断で実施されることが明記（小・中学校学習指導要領《平成20年3月》総則）

→ 情報モラル教育を体系的に推進していく必要性

(2) 学校全体で情報モラルに取り組むことの重要性

- ・情報モラルの体系的な指導が必要
- ・学校ごとに年間指導計画を作成し、学校全体で取り組み、全ての子供への指導が必要

・対処療法的な指導からの脱却 → 子供たちにメッセージを送り続けることが大切

3 情報モラル教育の内容

(1) 日常モラルの側面【心を磨く分野】

情報社会の倫理

法の理解と遵守

情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成

① 情報社会の倫理

- ・情報に関する自他の権利を尊重して責任ある行動を取る態度

② 法の理解と遵守

- ・情報社会におけるルールやマナー，法律があることを理解し，それらを守ろうとする態度

(2) 安全の側面【知恵を磨く分野】

安全への知恵

情報セキュリティ

情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解や情報セキュリティの知識・技術，健康への意識の向上

① 安全への知恵

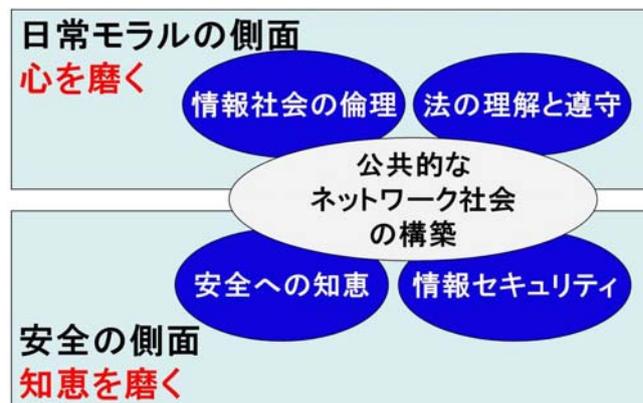
- ・情報社会の危険から身を守り，危険を予測し，被害を予防する知識や態度

② 情報セキュリティ

- ・生活の中で必要となる情報セキュリティの基本的な考え方を理解し，情報セキュリティを確保するための対策・対応についての知識

(3) 公共的なネットワーク社会の構築

【心を磨く分野】と【知恵を磨く分野】を土台に，情報社会の一員として公共的な意識を持ち，適切な判断や行動を取る態度



情報モラル指導モデルカリキュラム表【情報モラル教育実践ガイダンス P3～6】

国立教育政策研究所 <http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/>

資料のPDF版と情報モラル指導モデルカリキュラム表のExcel版をダウンロードできる。

4 学校全体で取り組む情報モラル指導の要点

(1) 児童生徒の実態の把握

- ・自校の携帯電話の所有状況
- ・インターネット上のトラブルなどの経験

(2) 家庭・地域との連携

トラブルの多くは学校以外の場所

P T A活動年間計画に情報モラル研修会を位置付け，保護者への啓発

- ・インターネットや携帯電話に関する児童生徒と保護者の意識のズレ
- ・保護者としての責任

外部機関の活用

- ・茨城県警察本部 生活安全部少年課 少年サポートセンター
- ・「茨城県メディア教育指導員」（茨城県知事公室 女性青少年課）
- ・携帯電話会社等の民間企業

インターネット上のトラブル対応

1 教職員が持つべき知識

(1) インターネット上で起きていることに関する知識

どのようなサイトが存在するかを知り、状況把握をしっかりと行う必要性

- ・自分の学校のことが書かれている匿名掲示板
- ・生徒が運営しているブログやSNS
- ・出会い系サイト、アダルトサイト等

なりすまし、学校裏サイト、
ネットいじめ、ネット上の隠語の理解等

→ **トラブルの未然防止、早期発見**

(2) 法律や情報セキュリティの知識

保護者や教職員が気付いたときは手遅れであることが多い。教職員が法律の正しい知識を持ち、児童生徒の指導に当たる必要がある。

- ・著作権法
- ・個人情報保護に関する法令（茨城県個人情報保護に関する条例）
- ・学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン（平成17年茨城県教育委員会）
- ・その他の法令
（不正アクセス行為の禁止等に関する法律、プロバイダ責任法、出会い系サイト規制法等）
- ・情報セキュリティ対策（パスワード・メディアの管理、ウィルス・無線LAN対策等）
- ・情報セキュリティ10ヶ条（茨城県情報セキュリティ委員会）

2 「ネット上のいじめ」等の対応

(1) 書き込み内容の確認

- ・書き込みのあった掲示板等のURLを控える。（プリントアウト、デジタルカメラで撮影等）

(2) 掲示板等の管理者に削除依頼

- ・掲示板等のトップページ等から連絡先を探し、メールで削除依頼をする。
- ・削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。
（個人情報を悪用される場合がある。）

(3) 掲示板等のプロバイダに削除依頼

- ・掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼をする。

(4) 削除依頼しても削除されない場合

- ・警察や法務局・地方法務局に相談する。

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

インターネットを使ったいじめが、近年深刻さを増している。法律では、被害者やその保護者は、インターネット上に発信された内容の削除を求めたり、発信者情報の開示を求めたりする場合、法務局の協力を求めることができるとしている。国や自治体が、インターネットのいじめを監視する機関や団体を支援することも盛り込まれた。

「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）[文部科学省 平成20年]

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf

インターネットトラブル事例集 [総務省 平成26年]

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html

情報モラル教育に関する参考資料

「情報モラル教育」って？

- ・ 情報モラル指導ポータルサイト「やってみよう情報モラル教育」
http://jnk4.info/www/moral-guidebook-2007/
- ・ 「情報モラル」指導実践キックオフガイド
http://www.nctd.go.jp/5min_moral/contents/download/moralguide_all.pdf
- ・ 情報モラル教育実践ガイダンス
〔国立教育政策研究所〕 http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/
- ・ 情報モラル指導セミナー「5分で分かる情報モラル」(動画)
〔(財)コンピュータ教育開発センター〕 http://www.nctd.go.jp/5min_moral/index.html
- ・ 情報モラル指導者研修ハンドブック
〔(財)コンピュータ教育開発センター〕 http://www.cec.or.jp/monbu/pdf/h21jmorall/
- ・ 情報モラル等指導サポート事業
〔(財)コンピュータ教育開発センター〕 http://www.nctd.go.jp/g_support/index.html
- ・ みやぎの情報モラル総合サイト
〔宮城県教育研修センター〕 http://midori.edu-c.pref.miyagi.jp/moral/index.html
- ・ 教育の情報化に関する手引
〔文部科学省〕 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

「情報モラル教育」の授業を行うには？

- ・ 情報モラル教材ポータルサイト「ネット社会の歩き方」
〔(財)コンピュータ教育開発センター〕 http://www.cec.or.jp/net-walk/
- ・ インターネット活用のための情報モラル指導事例集
〔(財)コンピュータ教育開発センター〕 http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf
- ・ “情報モラル”授業サポートセンター
〔(財)コンピュータ教育開発センター〕 http://www.nctd.go.jp/support/index.html
- ・ 親子のためのネット社会の歩き方セミナー
〔(財)コンピュータ教育開発センター〕 http://www.cec.or.jp/jka/h21oyako_index.html
- ・ キッズ・パトロール
〔警察庁〕 http://www.cyberpolice.go.jp/kids/index.html
- ・ 文部科学省 道徳教育（小学校道徳・中学校道徳 読み物資料集）
〔文部科学省〕 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/

ネットトラブルへの対処に関連することについて調べるには？

- ・ 安心インターネットライフ - ネット社会の7つの常識-
〔(財)マルチメディア振興センター〕 http://www.e-netcaravan.jp/pdf/newguide_1.pdf
- ・ 「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）
〔文部科学省〕 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111701/001.pdf
- ・ インターネットトラブル事例集
〔総務省〕 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html